

第13回 茨木市新型コロナウイルス対策本部会議

◇ 日 時 令和2年4月7日(火曜日)
午後9時00分から

◇ 場 所 南館3階 防災会議室

《次 第》

1 開 会

2 案 件

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の発出に対する大阪府の緊急事態措置対応等について
- (2) その他

3 閉 会

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の発出
に対する大阪府の緊急事態措置対応等について

本日、国において、大阪府に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発出され、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「基本的対処方針」という。）が改正されました。

緊急事態宣言を受け、大阪府知事から、基本的対処方針を踏まえた「緊急事態措置」が示されたことから、本市は、「茨木市新型インフルエンザ等行動計画」に基づき、府や近隣の市町と適切に連携・協力して対応します。

なお、府の緊急事態措置を踏まえた新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応等の変更等については、下記のとおり。

記

- 1 公共施設の休館等について 別紙 1
- 2 幼稚園・保育所・学童保育室等の対応について 別紙 2
- 3 コールセンターの対応について 別紙 3
- 4 DV相談等の周知について 別紙 4
- 5 茨木市長選挙及び茨木市議会議員補欠選挙の執行について . . 別紙 5

（参考）

資料1：大阪府緊急事態措置

（第11回 大阪府新型コロナウイルス対策本部資料）

市公共施設の休館状況一覧表

△：一部休館、×：休館

令和2年4月7日現在

施設名		休館状況	休館期間	備考
福祉文化会館（オークシアター）		×	5/10まで	予約受付等は実施
市民総合センター（クリエイトセンター）		×		予約受付等は実施
市民活動センター		×		相談業務は実施
男女共生センターローズWAM		×		貸室予約受付・相談業務（ユースプラザ事業含む）は実施
生涯学習センターきらめき		×		予約受付等は実施
高齢者福祉	高齢者活動支援センターシニアプラザいばらき	×		
	福井多世代交流センター	×		
	葦原多世代交流センター	×		
	沢池多世代交流センター	△		保育園さわいけキッズは実施
	西河原多世代交流センター	×		
	南茨木多世代交流センター	△		こども発達支援センター風は実施
	いきいき交流広場	×		
	コミュニティデイハウス	×		
障害者（児）福祉	障害福祉センターハートフル	△		障害福祉サービスは実施
	子育て支援			
	子育て支援総合センター	△		親子交流の場、就労等以外の一時預りは休止
	子育てすこやかセンター	△		
体育館	市民体育館	×		予約受付等は実施
	福井市民体育館	×		
	南市民体育館	×		
	東市民体育館	×		予約受付等は実施
プール	西河原市民プール	×		
	中条市民プール	×		オフシーズンのため休場中
	五十鈴市民プール	×	予約受付等は実施	
運動広場・グラウンド・庭球場等	東雲運動広場グラウンド	×	施設の貸出しはしないが、市民の健康維持のため、施設を開放する。	
	春日丘運動広場グラウンド	×		
	若園運動広場グラウンド	×		
	福井運動広場グラウンド	×		
	桑原運動広場グラウンド	×		
	桑原運動広場フットサル場	×		
	桑原ふれあい運動広場	×		

市公共施設の休館状況一覧表

△：一部休館、×：休館

令和2年4月7日現在

施設名	休館状況	休館期間	備考
運動広場・グラウンド・庭球場等	中央公園北グラウンド	×	工事中
	中央公園南グラウンド	×	
	島3号公園大グラウンド	×	
	島3号公園小グラウンド	×	
	西河原公園北グラウンド	×	
	西河原公園南グラウンド	×	
	若園公園グラウンド	×	
	水尾公園グラウンド	×	
	沢良宜公園グラウンド	×	
	忍頂寺スポーツ公園グラウンド	×	
	東雲運動広場庭球場	×	施設の貸出しはしないが、市民の健康維持のため、施設を開放する。
	春日丘運動広場庭球場	×	
	福井運動広場庭球場	×	
	桑原運動広場庭球場	×	
	若園公園庭球場	×	
	西河原公園北庭球場	×	
	西河原公園南庭球場	×	
	忍頂寺スポーツ公園庭球場	×	
	郡山公園庭球場	×	
	西河原公園屋内運動場	×	
春日丘運動広場弓道場	×		
忍頂寺スポーツ公園・竜王山荘	×	5/10まで	予約受付等は実施
コミュニティセンター	葦原コミュニティセンター	×	貸室予約受付は実施
	中津コミュニティセンター	×	
	庄栄コミュニティセンター	×	
	水尾コミュニティセンター	×	
	郡コミュニティセンター	×	
	西河原コミュニティセンター	×	
	穂積コミュニティセンター	×	
	畑田コミュニティセンター	×	
	東コミュニティセンター	×	
	豊川コミュニティセンター	×	
	彩都西コミュニティセンター	×	
	三島コミュニティセンター	×	
	大池コミュニティセンター	×	
	春日コミュニティセンター	×	
	東奈良コミュニティセンター	×	
	沢池コミュニティセンター	×	
	山手台コミュニティセンター	×	
玉櫛コミュニティセンター	×		

市公共施設の休館状況一覧表

△：一部休館、×：休館

令和2年4月7日現在

施設名		休館状況	休館期間	備考
公民館	茨木公民館	×	5/10まで	貸室予約受付は実施
	春日丘公民館	×		
	中条公民館	×		
	安威公民館	×		
	玉島公民館	×		
	福井公民館	×		
	清溪公民館	×		
	見山公民館	×		
	石河公民館	×		
	太田公民館	×		
	太田公民館分室	×		
	天王公民館	×		
	郡山公民館	×		
	耳原公民館	×		
	白川公民館	×		
西公民館	×			
いのち・愛・ゆめセンター	豊川いのち・愛・ゆめセンター	×	貸室予約受付・相談業務(ユースプラザ事業含む)は実施	
	沢良宜いのち・愛・ゆめセンター	×		
	総持寺いのち・愛・ゆめセンター	×		
文化施設	文化財資料館	×		
	キリシタン遺物史料館	×		
	川端康成文学館	×		
	市立ギャラリー	×		
青少年	上中条青少年センター	×	貸室予約受付は実施	
	青少年野外活動センター	×		
図書館	中央図書館(富士正晴記念館含む。)	×	4分館(中条、水尾、庄栄、穂積)、8分室(大池、豊川、白川、天王、玉島、山手台、太田、彩都西)、移動図書館を含む。ただし、資料の返却、予約した資料の受け取りは可。	
プラネタリウム(天文観覧室)		×		
里山センター(森の学び舎)		×	貸室予約受付は実施	

令和2年4月7日
こども育成部

新型コロナウイルスにかかる緊急事態宣言を踏まえた対応

- 1 公立幼稚園・認定こども園
 - 4月10日（金）～5月6日（水）まで休園、入園式・進級式は延期
 - 登園日の実施はなし
 - 2号認定子ども、預かり保育定期利用は預かりを実施
 - 家庭で保育が困難な場合は預かりを実施
 - 当該園で感染者が確認された場合は完全休園

- 2 保育所等
 - 開所（家庭での保育の協力を要請）
 - 当該所で感染者が確認された場合は休所

- 3 学童保育
 - 4月9日（木）～5月2日（土）まで開室（家庭での保育の協力を要請）
 - 当該室で感染者が確認された場合は休室

新型コロナウイルス感染症に関するコールセンターについて

○ 変更概要

新型コロナウイルス感染症に関する電話相談について、緊急事態宣言や緊急経済対策（30万円の給付措置）により、相談件数が急激に増加していることからコールセンター受付時間を次のとおり延長します。

	変更前	変更後
受付時間	平日 午前9時～午後5時	平日 午前9時～午後8時
実施体制	2交代制 (9時～13時、13時～17時)	3交代制 (9時～13時、13時～17時、17時～20時)

○ 適用開始日

4月8日（水）

○ コールセンター概要

設置場所：危機管理監室前

電話番号：072-655-2750 内線：3977、3978、3979

受付：平日 午前9時～午後8時

<参考>

○ 現状（直近の相談件数）

月 日	4/1（水）	4/2（木）	4/3（金）	4/6（月）	4/7（火）
相談件数	37件	28件	37件	63件	65件
主な内容	相談者の体調不良	相談者の体調不良	感染症全般	相談者の体調不良	給付金等支援情報

○ 他市コールセンターの設置状況

吹田市：平日9：00～17：30（単独）

摂津市：平日9：00～17：15（単独）

枚方市：平日9：00～17：30（単独）

豊中市：平日9：00～17：15（保健所）

（コールセンターと帰国者・接触者相談センターを兼ねている）

高槻市：平日8：45～17：15（保健所）

（コールセンターと帰国者・接触者相談センターを兼ねている）

大阪府：土日祝含む9：00～18：00

DVに関する相談（茨木市配偶者暴力相談支援センター）

配偶者やパートナーから暴力を受けたら・・・

配偶者・恋人・家族からの暴力に関する相談をお受けします。

暴力をふるわれて当然ということは決してありません。あなたが悪いではありません。

ひとりで悩まず、まずはご相談ください。秘密は守られます。相談は無料です。

専門の相談員と一緒に考えていきます。

命や身体に危険を感じたら警察へ！！（110番通報）

茨木市配偶者暴力相談支援センター

072-622-5757

月曜日～土曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時

大阪府女性相談センター

電話相談・面接相談

06-6949-6022 または 06-6946-7890

月曜日～日曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後8時

夜間・祝日DV電話相談（上記以外の時間）

06-6946-7890

外国人専用電話（大阪府外国人情報コーナートリオフォン利用）

06-6949-6181

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時30分

吹田子ども家庭センター

06-6380-0049（DV専用電話）

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時45分

この記事に関するお問い合わせ先

茨木市 市民文化部 人権・男女共生課

〒567-8505

大阪府茨木市駅前三丁目8番13号 茨木市役所本館2階(10-2窓口)

電話：072-620-1640

ファックス：072-620-1725

E-mail jinken@city.ibaraki.lg.jp

[人権・男女共生課のメールフォームはこちらから](#)

令和2年4月7日
選挙管理委員会事務局

茨木市長選挙及び茨木市議会議員補欠選挙の執行について

令和2年4月12日執行予定の標記選挙については、予定どおり執行します。
なお、国においては、選挙は民主主義の根幹をなすもので、不要不急の外出には当たらないとの見解も示されています。
執行に当たり、投票所等においては、新型コロナウイルス感染症の予防対策を下記のとおり講じるものとします。

記

【感染症予防対策】

下記内容の主なものについては、公報、新聞折り込みチラシ、宣伝車等にて周知します。

- 1 投票管理者、投票立会人、投票事務従事者はマスクを着用する。
- 2 投票所の出入り口に、手指消毒用アルコールを設置する。
- 3 投票所内の換気に努める。
- 4 記載台等を定期的にアルコールで消毒する。
- 5 有権者の方々にクリップ付き鉛筆を配付する。持参筆記具での記載も可とする。
- 6 記載台等については、一定の距離をおいて配置する。
- 7 投票所において混雑した場合には、一定の距離を保ち並んでいただくよう従事者が誘導を行う。

※これまでの経過

(令和2年4月1日)

・茨木市長、大東市長連名により、総務省自治行政局及び大阪府選挙管理委員会に対して、感染拡大のリスクがあり、選挙の執行は適切ではないと考える旨の意見書を提出する。

・大阪府選挙管理委員会より、選挙の延期等は公職選挙法に反するものであり、政治の空白を生じさせないためにも、選挙の執行は必須であるが、その際には感染症対策には適切に取り組む必要があると考えている旨回答あり。

(令和2年4月2日)

・総務省より、選挙は住民の代表を決める民主主義の根幹をなすものであり、決められたルールの下で代表を選ぶことが大原則であることから、有権者にも予防対策を講じていただき積極的な投票をお願いしたい旨、回答あり。

(令和2年4月7日)

・緊急事態宣言の発令を前に、大阪府選挙管理委員会に再度確認したところ、従前の考え方と変わらない旨回答あり。

以上

【4月8日決定】新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる市立小中学校における令和2年度1学期（4月9日以降）の対応について

大阪府教育委員会教育長からの要請に基づき、本市の方針を下記のとおりといたします。

休校期間

令和2年4月8日（水曜日）～5月6日（水曜日）（中学校部活動も中止）

休校期間の対応

- (1) 登校日 当面の間、実施しない
- (2) 見守り登校

大阪府緊急事態措置が決定されておりますので、外出は控えていただき、できる限りご家庭で過ごしていただきますようお願いいたします。ただ、やむを得ない事情により、家庭で留守番させることが困難な児童生徒の居場所として、見守り登校を実施します。

（対象）

- ・小学1～3年児童
- ・小中全学年の支援の必要な児童生徒（要医療ケア児童生徒含む）
- ・学童保育に参加している児童は、週3日参加できます。（8:30～13:00）

※4月13日（月曜日）から

（期間）令和2年4月9日（木曜日）から5月6日（水曜日）の間の平日

（時間）8時30分から15時00分

（昼食）弁当持参

（内容）各教室等で自習

（連絡）

- ・初日は8:00～8:30に学校に電話連絡
- ・2日目以降の参加については、各校の方法で連絡
- ・学童の児童は指導員に伝える

（登下校）送迎は必須としない（ただし、保護者責任となります。）

（お願い）

- ・感染防止のため、『3密』にならないよう、登下校や教室等の過ごし方について、ご家庭でもご指導ください。
- ・登校時には、家庭で検温し、マスク着用をお願いします。

その他

- ・今回の判断は現時点でのものとなるので、今後の感染拡大状況により変更することもあります。
- ・今回の休校措置の対応として、夏季休業期間に授業日を設定する予定です。日程等の詳細は後日連絡します。



この記事に関するお問い合わせ先

茨木市 教育委員会 学校教育部 学校教育推進課

〒567-8505

大阪府茨木市駅前三丁目8番13号 茨木市役所南館6階

電話：072-620-1683

ファックス：072-621-0066

E-mail gakkokyoiku@city.ibaraki.lg.jp

[学校教育推進課のメールフォームはこちらから](#)

第11回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議

日時 令和2年4月7日(火) 18時30分～

場所 本館5階 正庁の間

次 第

議 題

- (1) 大阪の感染拡大の状況について【資料1】
 - ・大阪の感染拡大の状況の分析【資料1-1】
 - (2) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針【資料2】
 - (3) 今後の大阪府の対応方針について
 - ① 国の緊急事態宣言後の大阪府の緊急事態措置について【資料3】
 - ② 府主催(共催)イベントの延期・中止、府有施設の休館、学校の休校への対応【資料4-1】【資料4-2】
 - ③ 新型コロナウイルス対策を強化するための要員配置、テレワーク(在宅勤務)実施【資料5-1】【資料5-2】
- 〔参考〕新型インフルエンザ等対策特別措置法 抜粋
- (4) その他

大阪府新型コロナウイルス対策本部会議 名簿

〈本部員〉

知事

副知事

副首都推進局長

危機管理監

政策企画部長

報道監

総務部長

財務部長

スマートシティ戦略部長

府民文化部長

IR推進局長

福祉部長

健康医療部長

商工労働部長

環境農林水産部長

都市整備部長

住宅まちづくり部長

教育長

府警本部長

〈オブザーバー〉

(地独)大阪健康安全基盤研究所
公衆衛生部長

大阪市健康局首席医務監

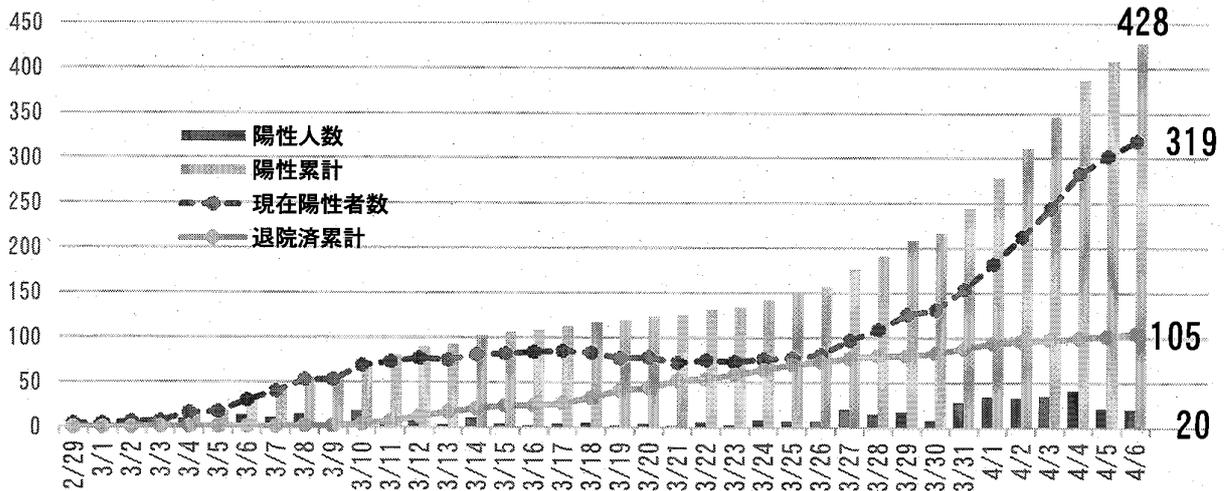
大阪の感染拡大の状況

① 大阪府内の検査陽性者の状況

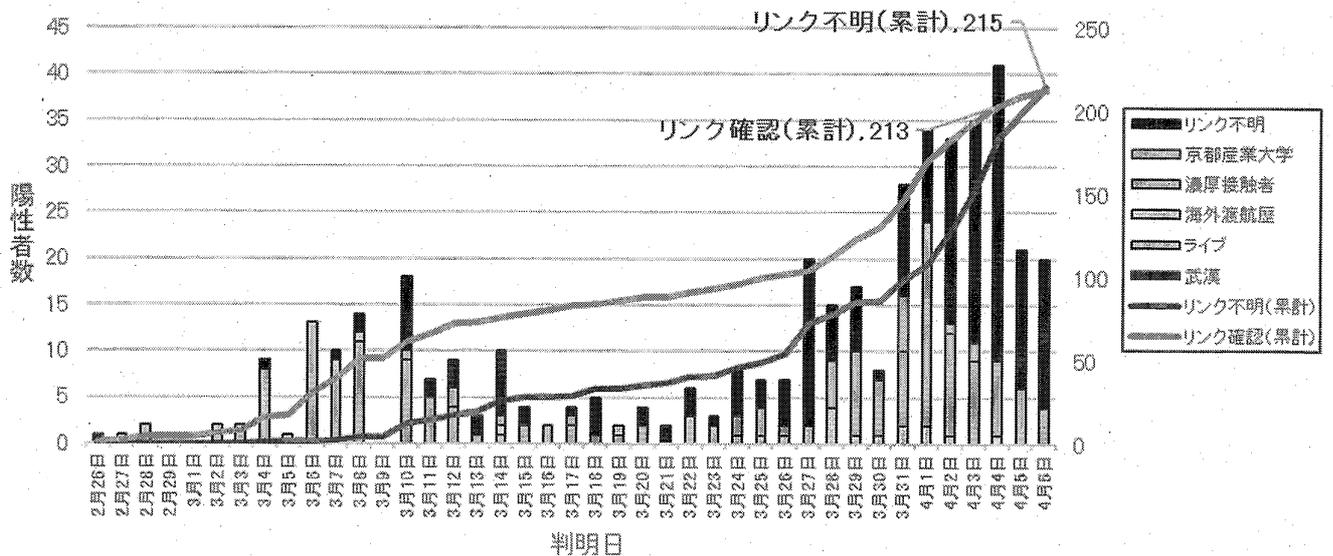
R2.4.6 現在

検査件数	陽性者数 累計	現在陽性者数				死亡	退院済 累計 (重症の退院)
		現在 陽性者数	重症	軽症 (重症→軽症)	無症状		
5031	428	319	22	268 (1)	29	4	105 (0)
前日比	+163	+20	+16	+1	+16 (+0)	-1	+4 (+0)

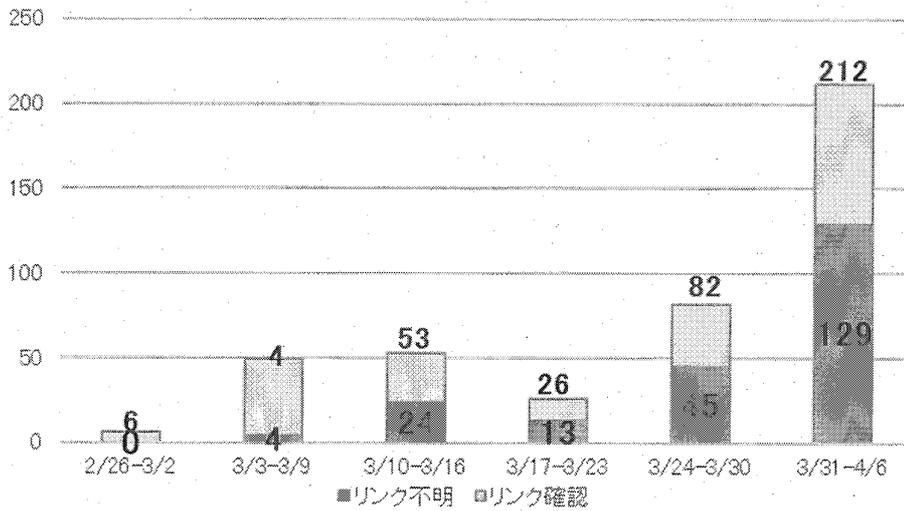
② 新型コロナウイルスの発生状況等（令和2年4月6日現在）



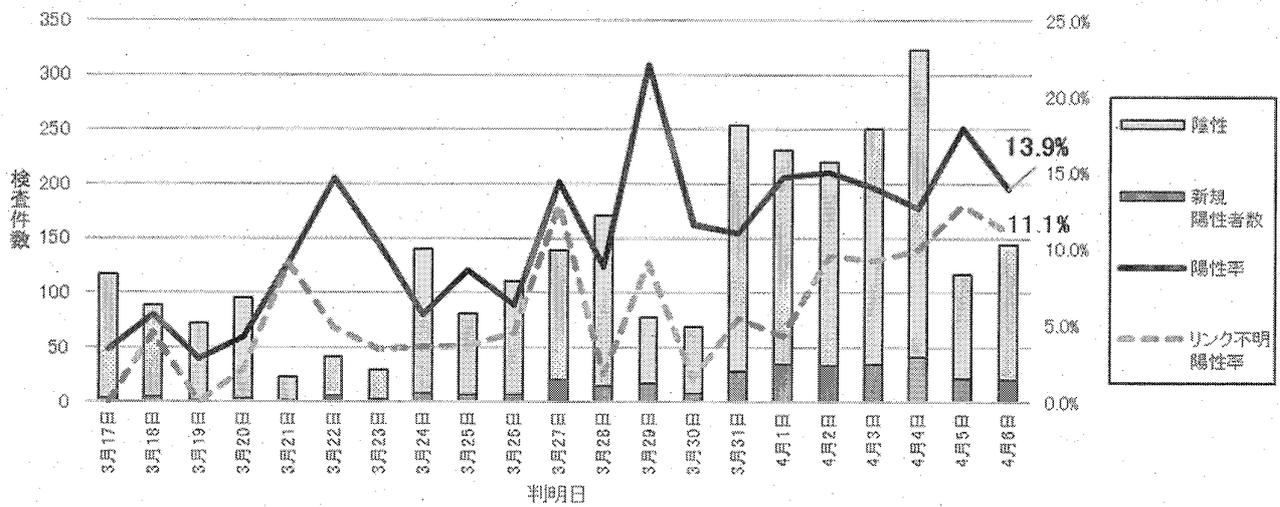
③ 陽性者数の推移（府の報道提供時点での確認に基づく累計）



④ 7日間ごとの新規陽性者数の推移



⑤ 検査件数（陰性確認除く）と陽性率の推移



大阪大学 朝野和典

1. 緊急事態宣言のタイミング

政府の基本的対処方針において「オーバーシュート（爆発的な患者急増）は見られていない」「爆発的な感染拡大の発生を防止し、感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるためには重要である」という現状認識の基、緊急事態宣言が発出される。この点は最も重要な点であり、タイミングが適切であればオーバーシュートは回避できることになる。

対策をとってから 2 週間は今すでに感染している人からの発症であり、緊急事態宣言以降の新たな対策が効果を示すのは 2 週間目以降である。したがって、これからの 2 週間の間に爆発的な患者急増がみられなければ、タイミングは間に合っており、緊急事態宣言による更なる対策が奏功し、2 週間後には患者数の減少フェーズに移行する可能性がある。

爆発的な患者数の増加の判断は、新規の感染源不明の患者数の増加スピード（倍加時間：ダブリングタイム）が 2~3 日ごとになるか否かで判断される。現在、大阪府は 4~5 日程度である。

2. 医療体制の構築

緊急事態宣言の第一の目的は、医療崩壊の回避である。これまでも医療体制構築のための取り組みは継続して行われてきたが、一層スピードを上げ、整備、強化を実現すべきである。

現状の最大の問題点は、重症患者の受入れ先が不足していることである。軽症患者の受入れは拡充できても、重症患者の受入れ病床の加速度的増症が必要である。

私たちの病院も、重症患者を受け入れる準備をしていたが、病床数が足りないため、病床数の拡充に取り組んでいる。昨日も 4 件の重症患者の受入れを断る結果となった。

重症患者の病床数の拡充には、感染対策が可能な ICU（集中治療室）の整備と、人工呼吸器や体外循環装置（ECMO）の操作や管理に熟練した医師、看護師、臨床工学技士の配置が必要である。

感染対策が可能な ICU は、陰圧病床を用いるか、他の患者と空間を分離できる病床の確保が必要である。いずれにしても、ICU をもつ病院では、人工呼吸器管理が必要な感染患者の診療が可能な病床の確保を行っていただきたい。その上で、体外循環（ECMO）が必要な患者はさらに高次の医療機関に搬送し、救命を目指す体制を構築する。

一方、患者数の上限を決めるのは医療スタッフの数である。ICU のスタッフを重症の新型コロナウイルス感染症に振り向けるためには、悪性腫瘍や心臓手術など緊急を要する手術を維持しつつも、延期できる手術は延期することが求められている。それによる病院収入の減少に対する補償や、手術を延期される患者自身への社会的協力要請も必要である。

また、以前から問題になっているマスクやガウンなどの個人防衛具の不足は、ますます厳しい状況となってきている。

3. クラスタ発生防止

緊急事態宣言の第 2 の目的は、まん延防止である。クラスタの発生を防止し、全国的なまん延の起点とならないように、大都市である大阪では大規模イベントを中止するように要請、指示する。一方で、感染経路を確定できれば、効率的にクラスタの連鎖を予防できるため、感染者数が増え続ける状況であ

ってもできるだけ、クラスターサーベイランスによる積極的疫学調査を持続することが求められる。そのためには、公衆衛生疫学のトレーニングを受けた職員を中心として保健所の職員の活動が重要であり、クラスターサーベイランスの継続のできるような人的援助が必要である。

4. 医療や社会的機能維持者を支える社会

保育園や学校の休園、休校は、育児が必要な医療者や社会的機能維持者が会社や病院を休むことになり、機能が低下してしまう。そのため、これらの社会的機能維持者の子供たちを安全に育児する場の提供が必要である。社会的機能維持を行う職種の子供たちは、感染対策に留意して保育園、学童を継続して維持する方向で進めてほしい。

5. 府民の行動変容

最近、感染者に占める 20 代、30 代の患者の数が増加して来ている。ライブハウスのクラスターが収束した反面、カラオケや夜の会食が新たなクラスターの発生源となってきた。若い世代に新型コロナウイルス感染症の危機感を共有してもらい、SNS 等を利用して自身が感染源とならないことで守られる命があることを理解してもらうような内的な取り組みが必要である。

さらに外的な行動変容の促しも検討する必要がある。例えば、緊急事態宣言によって高校や大学が休校になり、若者がカラオケ店やゲームセンターなどに集まっていると言われている。このような状況を止めさせるために必要な対策、例えば指導的巡回などを検討しなければならない。

6. 家庭内感染の予防

軽症者は自宅や施設での療養が始まるが、自宅療養に際しては、高齢者などの重症化リスクのある人との同居を避け、家庭における感染対策が十分行われるように、家族を含めた生活上の注意点への理解、消毒薬やマスクの配布等の支援が必要である。

7. 目にみえる化

先に述べた如く、緊急事態宣言のタイミングは感染者数の爆発的な増加の回避であり、その目的は医療体制の拡充・整備である。緊急事態宣言の実効的な効果をあげるために自粛に協力してくれている府民にその効果を理解してもらうことが求められる。そのために、視覚的にわかりやすい目標の設定を行い、それをグラフ化して定期的に発表することが望ましい。例えば、先の感染者数の爆発的な増加を回避できているのかどうか、直近 1 週間の倍加速度を定量化して示すことや、当日の病床数と占有率を示すなど具体的な数字をわかりやすいグラフとして毎日示すことができれば、自粛協力の効果が実感できると考える。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日（令和2年4月7日改正）

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

政府は、新型コロナウイルス感染症への対策は危機管理上重大な課題であるとの認識の下、国民の生命を守るため、これまで水際での対策、まん延防止、医療の提供等について総力を挙げて講じてきた。しかしながら、国内において、感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生し、一部の地域で感染拡大が見られてきたところであり、この状況を踏まえ、令和2年3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）附則第1条の2第1項及び第2項の規定により読み替えて適用する法第14条に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いことが、厚生労働大臣から内閣総理大臣に報告され、同日に、法第15条第1項に基づく政府対策本部が設置された。

国民の生命を守るためには、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要である。

そのうえで、まずは、「三つの密」を避けることをより一層推進し、さらに、積極的疫学調査等によりクラスター（患者間の関連が認められた集団。以下「クラスター」という。）の発生を封じ込めることが、いわゆるオーバーシュートと呼ばれる爆発的な感染拡大（以下「オーバーシュート」という。）の発生を防止し、感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるためには重要である。

また、必要に応じ、外出自粛の要請等の接触機会の低減を組み合わせることで実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが、上記の封じ込めを図るためにも、また、医療提供体制を崩壊させないためにも、重要である。

あわせて、今後、国内で感染者数が急増した場合に備え、重症者等への対

応を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整えるよう準備することも必要である。

既に国内で感染が見られる新型コロナウイルス感染症に関しては、次項「一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実」に示すとおり、

- ・ 肺炎の発生頻度が、季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高く、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあること、
- ・ 感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状況であること

が、総合的に判断できる。

このようなことを踏まえて、令和2年4月7日に、新型コロナウイルス感染症対策本部長は法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行った。緊急事態措置を実施すべき期間は令和2年4月7日から令和2年5月6日までの29日間であり、緊急事態措置を実施すべき区域は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県である。なお、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、期間内であっても速やかに緊急事態を解除する。

緊急事態の宣言は、新型コロナウイルス感染症の現状とともに、これまでの課題に照らし合わせて、法に基づく各施策を用いて感染拡大を防ぐとともに、この宣言の下、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、基本的な感染予防の実施や不要不急の外出の自粛、後述する「三つの密」を避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することが必要である。

実効性のある施策を包括的に確実かつ迅速に実行するにあたってはクラスター対策を行う体制の強化や医療提供体制の確保が喫緊の課題であり、これまでの施策を十分な有効性を持たせて実施していくとともに、特に不要不急の外出など外出自粛の要請等を強力に行い、人と人との接触を徹底

的に低減することで、必要な対策を実施することとする。

こうした対策を国民一丸となって実施することができれば、現在拡大している感染を収束の方向に向かわせることが可能である。具体的には、国民においては、不要不急の外出を避けること、「三つの密」や夜の街を極力避けること、事業者においては、業務継続計画（BCP）に基づき、出勤者の4割減少はもとより、テレワークなどを活用することで、さらに接触の機会を減らすことを協力して行っていく必要がある。30日間に急速に収束に向かわせることに成功できたとすれば、数理モデルに基づけば、80%の接触が回避できたと判断される。なお、政府としては、緊急事態を宣言しても、社会・経済機能への影響を最小限に留め、諸外国で行われている「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策は実施しない。

本指針は、国民の生命を守るため、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を的確に把握し、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めていくため、今後講じるべき対策を現時点で整理し、対策を実施するにあたって準拠となるべき統一的指針を示すものである。

なお、新型コロナウイルス感染症は新型インフルエンザとはウイルスも病態も異なる感染症であることから、政府としては、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民の意見をくみ取りつつ、協力して直ちに対策を進めていくこととする。

一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

我が国においては、令和2年1月15日に最初の感染者が確認された後、4月6日までに、合計44都道府県において合計3,817人の感染者、80人の死亡者が確認されている。特に、最近の状況としては、感染経路が特定できていない感染者が40.6%（令和2年4月4日現在、4月1日までの状況）を占める状況となっている。このことは、クラスターとして感染が見られてきた特定の場所での感染に加え、これまで限定的であった日常生活の中での感染のリスクが徐々に増大し始めていることを意味する。

国内の感染状況については、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）の見解として、今のところ諸外国のような、オーバーシュートは見られていないが、都市部を中心にクラスター感染が次々と報告され、患者数が急増し、そうした中、医療供給体制がひっ迫しつつある地域が出てきており、医療供給体制の強化が喫緊の課題となっていると状況分析されていたところであるが、特に3月16日から4月1日にかけて、報告された感染者数は817人から2,299人と急増し、倍化時間（2倍になるまでの時間）は4.0日、感染経路の不明な患者数は40.6%となっている。専門家会議では、繁華街の接客を伴う飲食店等のクラスターの存在が指摘されており、院内感染や高齢者・福祉施設内感染とともに、大きな問題となっている。また、無症候又は症状の明確でない者から感染が広がるおそれがあるとの専門家の指摘も存在する。

一方で、海外の状況としては、新型コロナウイルス感染症が発生している国は、南極大陸を除く全ての大陸に広がっており、イランや欧米ではオーバーシュートの発生も確認されている。こういった状況の中で、本年3月中旬から下旬にかけて、海外において感染し、国内に移入したと疑われる感染者が増加した。これらの者が国内で確認された感染者のうちに占める割合も13%（3月11日－3月18日）から29%（3月19日－3月25日）に増加し、最大で37%を超える日もあったが、水際対策の強化の結果、現在は一定程度に収まっている。しかし、移入元の国については、流行当初は中華人民共和国に集中していたものの、現在では欧米を中心に拡大しており、輸入症例の広域化の影響を受けている。

国内の医療提供体制としては、感染者の急激な増加が見られる東京都と大阪府では、既に重症者等に対する入院医療の提供体制に支障をきたすおそれがあると判断し、入院治療が必要ない軽症者を宿泊施設での療養に切り替える旨発表している。また、東京都に隣接し、感染者数が200人を超える神奈川県も入院医療の切替えを行う方針であり、大都市圏を中心に医療提供体制のひっ迫が現実のものとして現れ始めている。

都道府県別の動向としては、特に東京都及び大阪府において、報告され

た累積感染者数が令和2年4月6日現在、それぞれ400人以上（東京都1,123人、大阪府429人）、過去1週間の倍化時間も7日未満（東京都5.0日、大阪府6.6日）となっており、感染者数のさらなる急増の危険性がある。さらに、その近隣府県としては、埼玉県、千葉県、神奈川県、兵庫県、京都府において累積感染者数が100人を超えており、そのうち、京都府を除く全ての府県で、感染経路が不明の感染者がほぼ半数を超えている。さらに、福岡県については、累積報告数が100人以上となっており、倍化時間が約3日と急速な感染の広がりが見られ、感染経路の不明な症例の割合が7割を占めている状況にある。このように、東京都及び大阪府、埼玉県、千葉県、神奈川県、兵庫県、福岡県については、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある。

なお、これら7都府県以外の都道府県においても、今回の感染拡大防止のための取組は政府、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって行うものであることを踏まえ、地域の実情を踏まえつつ、迅速かつ適切に感染拡大防止のための措置を講ずることが必要である。

新型コロナウイルス感染症については、下記のような特徴がある。

- ・ 一般的な状況における感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染であるが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。また、無症候の者からの感染の可能性も指摘されている。一方、人と人との距離をとること（Social distancing; 社会的距離）により、大幅に感染リスクが下がるとされている。
- ・ 集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる。また、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことには

リスクが存在すると考えられる。激しい呼気や大きな声を伴う運動についても感染リスクがある可能性が指摘されている。

- ・ 現在のところ、感染が拡大している地域であっても、多くの場合、ライブハウス、スポーツジム、医療機関、さらに最近になって繁華街の接客を伴う飲食店等におけるクラスターでの感染拡大が中心であり、限定的に日常生活の中での感染のリスクが生じてきているものの、広く市中で感染が拡大しているわけではないと考えられる。
- ・ 世界保健機関（World Health Organization: WHO）によると、現時点において潜伏期間は1-14日（一般的には約5日）とされており、また、厚生労働省では、これまでの新型コロナウイルス感染症の情報なども踏まえて、濃厚接触者については14日間にわたり健康状態を観察することとしている。
- ・ 新型コロナウイルスに感染すると、発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える人が多いことが報告されている。
- ・ 中国における報告（令和2年3月9日公表）では、新型コロナウイルス感染症の入院期間の中央値は11日間と、季節性インフルエンザの3日間よりも、長くなることが報告されている。
- ・ 罹患しても約8割は軽症で経過し、また、感染者の8割は人への感染はないと報告されている。さらに入院例も含めて治癒する例も多いことが報告されている。
- ・ 重症度としては、季節性インフルエンザと比べて死亡リスクが高いことが報告されている。中国における報告（令和2年2月28日公表）では、確定患者での致死率は2.3%、中等度以上の肺炎の割合は18.5%であることが報告されている。季節性インフルエンザに関しては、致死率は0.00016%-0.001%程度、肺炎の割合は1.1%-4.0%、累積推計患者数に対する超過死亡者数の比は約0.1%であることが報告されている。このように新型コロナウイルス感染症における致死率及び肺炎の割合は、季節性インフルエンザに比べて、相当程度高いと考えられる。また、特に、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリ

スクが高いことも報告されており、医療機関や介護施設等での院内感染対策、施設内感染対策が重要となる。上記の中国における報告では、年齢ごとの死亡者の割合は、60歳以上の者では6%であったのに対して、30歳未満の者では0.2%であったとされている。

- ・ 感染症法第12条に基づき、令和2年3月31日までに報告された患者における、発症日から報告日までの平均期間は9.0日であった。
- ・ 現時点では、有効性が確認された特異的な抗ウイルス薬やワクチンは存在せず、治療方法としては対症療法が中心である。なお、現時点ではワクチンが存在しないことから、新型インフルエンザ等対策政府行動計画に記載されている施策のうち、予防接種に係る施策については、本基本的対処方針には記載していない。その一方で、治療薬については、いくつか既存の治療薬から候補薬が出てきており、患者の観察研究等が進められている。

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

- ・ 情報提供・共有及びまん延防止策により、各地域においてクラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する。
- ・ サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- ・ 的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限にとどめる。
- ・ なお、対策は、感染者の増加に伴い不可逆的に進むものではなく、例えば、地域で感染者が確認された早期の段階で、クラスター等の封じ込め及び接触機会の低減が奏功し、当該地域での感染者の発生が抑制された場合には、強化した対策を適宜適切に元に戻す。

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1) 情報提供・共有

- ① 政府は、以下のような、国民に対する正確で分かりやすく、かつ状況

の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。

- ・ 発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供。
 - ・ 国民にわかりやすい疫学解析情報の提供。
 - ・ 手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底。
 - ・ 風邪症状など体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけ。
 - ・ 感染リスクを下げるため、医療機関を受診する時は、予め電話で相談することが望ましいことの呼びかけ。
 - ・ 厚生労働省が作成する「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の考え方」をわかりやすく周知。
 - ・ 感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ。
 - ・ 室内で「三つの密」を避ける。特に、日常生活及び職場において、人混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避けるように強く促す。飲食店等においても「三つの密」のある場面は避けること。
 - ・ 従業員及び学生の健康管理や感染対策の徹底についての周知。
 - ・ 家族以外の多人数での会食を避けること。
 - ・ 今回の対策では、「ロックダウン」(都市封鎖)のような施策は政府として実施しないことを周知し、国民の落ち着いた対応(不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動の自粛等や商店への殺到の回避及び買い占めの防止)の呼びかけ。
- ② 政府は、広報担当官を中心に、官邸のウェブサイトにおいて厚生労働省等の関係省庁のウェブサイトへのリンクを紹介するなどして有機的に連携させ、かつ、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)等の媒体も積極的に活用することで、迅速かつ積極的に国民等への情報発信を行う。
- ③ 政府は、民間企業等とも協力して、情報が必ずしも届いていない層に十

分な情報が行き届くよう、丁寧な情報発信を行う。

- ④ 厚生労働省は、感染症の発生状況やクラスターの発生場所、規模等について迅速に情報を公開する。
- ⑤ 外務省は、全世界で感染が拡大していることを踏まえ、各国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援を行う。
- ⑥ 政府は、検疫所からの情報提供に加え、企業等の海外出張又は長期の海外滞在のある事業所、留学や旅行機会の多い大学等においても、帰国者への適切な情報提供を行い、渡航の是非の判断・確認や、帰国者に対する2週間の外出自粛の要請等の必要な対策を講じるよう周知を図る。
- ⑦ 政府は、国民、在留外国人、外国人旅行者及び外国政府への適切かつ迅速な情報提供を行い、国内でのまん延防止と風評対策につなげる。
- ⑧ 地方公共団体は、政府との緊密な情報連携により、様々な手段により住民に対して地域の感染状況に応じたメッセージや注意喚起を行う。
- ⑨ 政府は、今般の新型コロナウイルス感染症に係る事態が行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）に基づく「歴史的緊急事態」と判断されたことを踏まえた対応を行う。地方公共団体も、これに準じた対応に努める。

(2) サーベイランス・情報収集

- ① 地方公共団体は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第12条に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認める検査を実施する。
- ② 厚生労働省は、感染が急速に拡大する中で、必要な検査ができるよう、地方衛生研究所や民間の検査機関等の関係機関における検査体制の一層の強化を図る。また、都道府県は、医療機関等の関係機関により構成される会議体を設けること等により、PCR等検査の実施体制の把握・調整等を図り、民間の検査機関等を活用する。
- ③ 都道府県別にPCR等検査の実施人数や陽性者数、陽性率等の分析結果を定期的に公表する。

- ④ 厚生労働省は、感染症法第12条に基づく医師の届出とは別に、国内の流行状況等を把握するため、既存のサーベイランスの効果的な利用やさらに有効なサーベイランスの仕組みを構築する。仕組みの構築に当たっては現場が混乱しないように留意する。
- ⑤ 文部科学省及び厚生労働省は、学校等での集団発生の把握の強化を図る。
- ⑥ 政府は、迅速診断用の簡易検査キット等の開発を引き続き可及的速やかに進める。

(3) まん延防止

- ① 令和2年4月7日の緊急事態宣言は、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、これまでの施策をさらに加速させることを目的として行うものである。接触機会の低減に徹底的に取り組めば、事態を収束に向かわせることが可能であり、以下の対策を進めることにより、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指す。一方で、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、法第5条の規定を踏まえ、その制限は必要最小限のものでなければならないことから、特定都道府県（緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県）は、まん延の防止に関する措置として、まずは法第45条第1項に基づく外出の自粛等について協力の要請を行うものとする。その上で、都道府県による法第24条第9項に基づく施設の使用制限の要請を行い特定都道府県による法第45条第2項から第4項までにに基づく施設の使用制限の要請、指示等を行うにあたっては、特定都道府県は、国に協議の上、必要に応じ専門家の意見も聞きつつ、外出の自粛等の協力の要請の効果を見極めた上で行うものとする。政府は、新型コロナウイルス感染症の特性及びまん延の状況を踏まえ、施設の使用制限の要請、指示等の対象となる施設等の所要の規定の整備を行うものとする。
- ② 都道府県は、クラスターが発生しているおそれがある場合における当該クラスターに関係する催物（イベント）や「三つの密」のある集まりについては、開催の自粛の要請等を強く行う。特に、全国的かつ大

規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を求める。また、感染が拡大傾向にあり、オーバーシュートの予兆がみられるなどの地域では、期間を示した上で、外出や催物の開催の自粛の要請等について迅速に行う。一方、感染が収束に向かい始めた場合には、感染拡大のリスクの低い活動から自粛の要請の解除を行うこととする。

- ③ 特定都道府県は、法第 24 条第 9 項及び法第 45 条第 2 項に基づき、感染の拡大につながるおそれのある催物（イベント）開催の制限の要請等を行う。これに関連し、国及び地方公共団体間で緊密に情報共有や連携を行うものとする。これらの場合における要請等に当たっては、第 1 段階として法第 24 条第 9 項による協力の要請を行うこととし、それに正当な理由がないにもかかわらず応じない場合に、第 2 段階として法第 45 条第 2 項に基づく要請、次いで同条第 3 項に基づく指示を行い、これらの要請及び指示の公表を行うものとする。
- ④ 特定都道府県は、法第 45 条第 2 項に基づく要請等を行う場合、その実施状況を適切に把握できるよう、職員体制をはじめ所要の環境整備を行う。
- ⑤ 都道府県及び市町村は、まん延防止策として、「三つの密」を避けることを徹底させるとともに、クラスター対策及び接触機会の低減を、地域での感染状況及び医療提供体制を踏まえて、的確に打ち出す。
- ⑥ 地方公共団体は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を正確に把握する。このため、保健所の体制強化を図る。
- ⑦ 特定都道府県は、地域の特性に応じた実効性のある緊急事態措置を講じる。特定都道府県は、緊急事態措置を講じるにあたっては、法第 5 条を踏まえ、必要最小限の措置とするとともに、講じる措置の内容及び必要性等について、住民に対し丁寧に説明する。特定都道府県は、緊急事態措置を実施するにあたっては、法第 20 条に基づき政府対策本部と密接に情報共有する。

政府対策本部は、専門家の意見をききながら、必要に応じ、特定都道府県と総合調整を行う。

- ⑧ 特定都道府県は、緊急事態措置について、罰則を伴う外出禁止の措置や都市間の交通の遮断等、諸外国で行われている「ロックダウン」(都市封鎖)のような施策とは異なるものであることを、政府と協力しつつ、住民に対し周知する。加えて、特定都道府県は、緊急事態措置を講じること等に伴い、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から、極力避けるよう、また、食料・医薬品や生活必需品の買い占め等の混乱が生じないよう、住民に冷静な対応を促す。
- ⑨ 特定都道府県は、必要に応じ、期間及び区域を示したうえで、まずは、法第45条第1項に基づく外出の自粛要請を行う。基本的対処方針等諮問委員会の意見も踏まえ、一定期間、外出自粛により、まん延の抑え込みを図る。外出の自粛の対象とならない外出の具体例としては、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活の維持のために必要なものが考えられる。なお、外出自粛等の要請の期間としては、対応が効果をあげるために必要な期間、感染日から発症日までの平均期間(平均潜伏期間)、対応の効果を検知することができるまでの期間として、基本的対処方針等諮問委員会の意見等も踏まえ、30日程度が適当と考えられる。ただし、実際にこれらの措置を実施するにあたっては、期間について柔軟に判断を行い、地域の状況を踏まえて、短縮及び延長を適切に行う。
- ⑩ 職場への出勤は、外出自粛等の要請から除かれるものであるが、特定都道府県は、まずは在宅勤務(テレワーク)を強力に推進する。職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等、人との交わりを低減する取組を今まで以上に強力に推進する。指定公共機関等はまん延防止対策に関するBCPの策定・実施を図っており、特定都道府県は、取組をさらに強化を促す。また、職場においては、感染防止のための取組(手洗い、咳エチケット、事業場の換気励行、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等)を促すとともに、「三つ

の密」を避ける行動を徹底するよう促す。外出自粛等の要請にあたっては、現にクラスターが多数発生している繁華街の接客を伴う飲食店等については、年齢等を問わず、強く外出を自粛するよう促すとともに、まん延の状況や人の移動の実態等を踏まえ、域内のみならず、域外への外出も対象とする。

- ⑪ 特定都道府県は、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者については、十分に感染拡大防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務の継続を要請する。事業においては、「三つの密」を避けるための必要な対策を講じることとする。なお、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者とは、法第2条に規定される指定公共機関及び指定地方公共機関や法第28条に規定される登録事業者を参考とし、これら医療、国民生活・国民経済維持の業務をサポートする事業者等にも留意し、別添に例示する。
- ⑫ 政府及び特定都道府県は、事業者の円滑な活動を支援するため、事業者からの相談窓口の設置、物流体制の確保、ライフラインの万全の体制の確保等に努める。
- ⑬ 大都市圏の都道府県は、人口及び人口密度が高く、交通の要所でもあることを踏まえて、全国的かつ急速なまん延の起点とならないよう、上記のまん延防止のための対策を十分に行う。それ以外の都道府県であっても、全国的かつ急速なまん延のおそれがあることから適切な対策を講ずる。
- ⑭ 政府及び地方公共団体は、飲食店については、施設の使用制限等の対象とはなっていないが、「三つの密」が重なることがないよう、所要の感染防止策を講じるよう促す。食堂、レストラン、喫茶店などについては、換気、人と人との間隔を適切にとること等に注意するなど、「三つの密」を避けるための所要の感染防止を呼び掛ける。また、キャバレー、ナイトクラブ等の遊興施設については、クラスター発生の状況等を踏まえ、外出自粛の周知を行う。
- ⑮ 政府は、関係機関と協力して、クラスター対策にあたる専門家の確

保及び育成を行う。

- ⑯ 厚生労働省及び都道府県は、関係機関と協力して、特に、感染拡大の兆しが見られた場合には、専門家やその他人員を確保し、その地域への派遣を行う。
- ⑰ 政府及び地方公共団体は、クラスター対策を抜本強化するという観点から、保健所の体制強化に迅速に取り組む。これに関連し、都道府県は、管内の市町村と迅速な情報共有を行い、また、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第24条に基づく総合調整を行う。さらに、都道府県は、クラスターの発見に資するよう、都道府県間の迅速な情報共有に努めるとともに、政府は、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第20条に基づく総合調整を行う。なお、政府は、感染症法第12条に基づく都道府県知事等から厚生労働大臣への報告が迅速に行えるよう必要な支援を行う。また、政府は、民間事業者等と協力して、SNS等の技術を活用して、感染状況等の把握を行う仕組みを構築する。
- ⑱ 文部科学省は、4月1日に改定した「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」等において示した、臨時休業の実施に係る考え方について周知を行うとともに、今後の感染拡大の状況や専門家会議の見解を踏まえ、厚生労働省の協力を得つつ、必要に応じ、追加的な考え方等を示す。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有する。
- ⑲ 厚生労働省は、保育所や放課後児童クラブ等について、保育の縮小や臨時休園等についての考え方を示す。その際、可能な保護者に登園を控えるようお願いするなど保育等の提供を縮小して実施することや、医療従事者や社会の機能を維持するために就業継続が必要な者、ひとり親などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の保育等を確保しつつ臨時休園することの考え方を示す。
- ⑳ 政府は、関係機関と協力して、公共交通機関その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。

- ⑳ 政府及び特定都道府県以外の都道府県は、職場等における感染の拡大を防止するため、BCPに基づく対応のさらなる強化、労働者を使用する事業者に対し職場内においても「三つの密」を避けることとともに、事業場内及び通勤・外勤時の感染防止のための行動（手洗い、咳エチケット等）の徹底、在宅勤務（テレワーク）や時差通勤、自転車通勤の積極的な活用、事業場の換気等の励行、発熱等の風邪症状が見られる労働者への出勤免除（テレワークの指示を含む。）や外出自粛勧奨、出張による移動を減らすためのテレビ会議の利用等を強力に呼びかける。
- ㉑ 政府は、水際対策について、国内への感染者の流入及び国内での感染拡大を防止する観点から、入国制限、渡航中止勧告、帰国者のチェック・健康観察等の検疫の強化、査証の制限等の措置等を引き続き実施する。なお、厚生労働省は、関係省庁と連携し、健康観察について、保健所の業務負担の軽減や体制強化等を支援する。
- ㉒ 諸外国での新型コロナウイルス感染症の発生の状況を踏まえて、必要に応じ、国土交通省は、航空機の到着空港の限定の要請等を行うとともに、厚生労働省は、特定検疫港等の指定を検討する。
- ㉓ 厚生労働省は、停留に利用する施設が不足する場合には、法第 29 条の適用も念頭に置きつつも、必要に応じ、関係省庁と連携して、停留に利用可能な施設の管理者に対して丁寧な説明を行うことで停留施設の確保に努める。

(4) 医療等

- ① 厚生労働省は、地方公共機関や関係機関と協力して、感染拡大の状況に応じ、以下のように、地域ごとに柔軟な医療提供体制を確保する。
- ・ 現行では、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来により、適切な感染管理を行った上で、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来医療を提供すること。
 - ・ また、医師の判断により検査を実施し、患者が認められた場合には、感染症法第 19 条に基づく感染症指定医療機関等への入院勧告・措置を実施し、

まん延防止を行いつつ、患者に対し、適切な医療を提供すること。

- ・ 患者が増加し重症者等に対する入院医療の提供に支障をきたすおそれがあると判断する都道府県では、厚生労働省に相談の上、重症者等に対する医療提供に重点を移す観点から、入院治療が必要ない軽症者等は自宅療養とし、電話等情報通信機器を用いて遠隔で健康状態を把握していくとともに、医師が必要とした場合には電話等情報通信機器を用いて診療を行う体制を整備すること。
 - ・ また、自宅療養とする際、家族構成等から高齢者や基礎疾患を有する者等への感染のおそれがある場合には、地方公共団体は、軽症者が宿泊施設等での療養を行うことや、同居家族が一時的に別の場所に滞在すること等、家族内感染のリスクを下げるための取組を講じること。地方公共団体は、予め、ホテルなど一時的な宿泊施設の確保に努めるとともに、国は、地方公共団体と密接に連携し、地方公共団体の取組を支援すること。
 - ・ 患者が更に増加し帰国者・接触者外来での医療提供に支障をきたすおそれがある地域では、地域の感染状況や医療需要に応じ、帰国者・接触者相談センターの体制を強化したうえで、帰国者・接触者外来を増設し、専属的な人材を確保するなど外来を早急に受診できる体制を整備すること。
 - ・ さらに患者が増加し増設した帰国者・接触者外来での医療提供の限度を超えるおそれがあると判断する都道府県では、厚生労働省に相談の上、必要な感染予防策を講じた上で、一般の医療機関での外来診療を行うこと。
 - ・ こうした状況では、感染への不安から安易に医療機関を受診することでかえって感染するリスクを高める可能性があることも踏まえ、症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、かかりつけ医等に相談した上で、受診するよう周知すること。
- ② 厚生労働省は、地方公共団体や関係機関と協力して、オーバーシュートや今後の感染者の大幅な増加を見据え、必要に応じ、法第 31 条に基づく医療等の実施の要請等も念頭におきつつ、以下のように、医療提供体制の確保を進める。
- ・ 例えば、新型コロナウイルス感染症の患者を集約して優先的に受け入れる

医療機関の指定など、地域の医療機関の役割分担を行うとともに、結核病床や一般の医療機関の一般病床等の活用も検討し、ピーク時の入院患者を受け入れるために必要な病床を確保すること。

- ・ 医療提供体制を支える医薬品や医療機器、医療資材の製造体制を確保し、必要な医療機関に迅速かつ円滑に提供できる体制を確保するとともに、専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器・物資・感染防御に必要な資材等を迅速に確保し、適切な感染対策の下での医療提供体制を整備すること。
 - ・ 医療機関は、BCPも踏まえ、必要に応じ、医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を検討すること。
 - ・ 地域の診療所など一般の医療機関に勤務している医療従事者の派遣を検討すること。
 - ・ 例えば、重症化しやすい方が来院するがんセンター、透析医療機関及び産科医療機関などは、必要に応じ、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方への外来診療を原則行わない医療機関として設定すること。
 - ・ 仮設の診療所や病棟の設置、非稼働病床の利用、特定都道府県による法第48条に基づく臨時の医療施設を開設するにあたって、必要な支援を行うこと。
 - ・ 医療提供体制のひっ迫及びオーバーシュートの発生に備え、都道府県域を越える場合も含めた広域的な患者の受入れ体制を確保すること。
- ③ 厚生労働省は、医療機関及び高齢者施設等における施設内感染を徹底的に防止する観点から、地方公共団体と協力して、以下の事項について周知徹底を行う。
- ・ 医療機関及び高齢者施設等の設置者に対して、従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が同時に重なる場を徹底して避けるとともに、症状がなくても患者や利用者とは接する際にはマスクを着用する、手洗い・手指消毒の徹底、パソコンやエレベーターのボタンなど複数の従事者が共有するものは定期的に消毒する、食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つ、日々の体調を把握して

少しでも調子が悪ければ自宅待機するなどの対策に万全を期すこと。

- ・ 医療機関及び高齢者施設等に対して、面会者からの感染を防ぐため、面会は緊急の場合を除き一時中止すべきこと。
 - ・ さらに、患者、利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域においては、施設での通所サービスなどの一時利用を中止又は制限する、入院患者、利用者の外出、外泊を制限する等の対応を検討すべきであること。
 - ・ 医療機関及び高齢者施設等に対して、入院患者、利用者等について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施すること。
- ④ 政府及び都道府県は、特に新型コロナウイルス感染症を疑う患者に PCR 検査や入院の受け入れを行う医療機関等に対しては、マスク等の個人防護具を優先的に確保する。
- ⑤ 都道府県は、③の周知に協力するとともに、感染者と非感染者の空間を分けるなどを含む感染防御策の更なる徹底などを通して、医療機関及び施設内での感染の拡大に特に注意を払う。また、特に感染が疑われる医療、施設従事者及び入院患者等については、率先してPCR検査等を受けさせるようにする。
- ⑥ 厚生労働省は、この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、次の事項に取り組む。
- ・ 関係省庁と協力して、オーバーシュートの発生に備えて、感染症病床等の利用状況について一元的かつ即座に把握可能とする仕組みの構築を進めること。
 - ・ 外来での感染を防ぐため、関係機関と協力して、医療機関の外来において、一般の患者も含め、混雑を生じさせないように、予約による診療や動線が適切に確保された休日夜間急患センターの施設活用などを推進すること。
 - ・ 妊産婦に対する感染を防止する観点から、医療機関における動線分離等の感染対策の徹底に加え、関係機関と協力して、感染が疑われる妊産婦への早

めの相談の呼びかけや、妊娠中の女性労働者に配慮した休みやすい環境整備などの取組を推進すること。

- ・ 関係機関と協力して、外国人が医療を適切に受けることができるよう、医療通訳の整備などを、引き続き、強化すること。
- ・ 関係省庁・関係機関とも連携し、有効な治療薬やワクチン等の開発を加速すること。特に、他の治療で使用されている薬剤のうち、効果が期待されるものについて、その効果を検証するための臨床研究・治験等を速やかに実施すること。
- ・ 法令に基づく健康診断及び予防接種については、適切な感染対策の下で実施されるよう、時期や時間等に配慮すること。

⑦ 政府は、上記に関し、地方公共団体等に対する必要な支援を行う。

(5) 経済・雇用対策

政府は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するとともに、新型コロナウイルス感染症による内外経済や国民生活への影響を注意深く見極めながら、機動的に、必要かつ十分な経済財政政策を躊躇なく行うこととし、日本経済を確かな成長軌道へと戻すための思い切った措置を講じていく。特に、新型コロナウイルスの感染拡大により経済活動が縮小する中で影響を受けているフリーランスを含め、様々な形態で働く方々の雇用や生活を維持するとともに、中小・小規模事業者や個人事業主の方々が継続して事業に取り組めるよう制度を整える。

(6) その他重要な留意事項

1) 人権への配慮等

- ① 政府は、患者・感染者や対策に携わった方々等の人権に配慮した取組を行う。
- ② 政府は、海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
- ③ 政府及び関係機関は、各種対策を実施する場合には、国民の

自由と権利の制限は必要最小限のものとするとともに、女性や障害者などに与える影響を十分配慮して実施するものとする。

- ④ 政府は、新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が風評被害を受けないよう、国民への普及啓発等、必要な取組を実施する。
- ⑤ 政府及び地方公共団体は、マスク及び個人防護具、医薬品、医薬部外品、食料品等に係る物価の高騰及び買占め、売り惜しみを未然に回避し又は沈静化するため、必要に応じ、法第 59 条に基づく措置を講じる。
- ⑥ 政府及び地方公共団体は、外出を自粛する方々の心のケアや自宅での DV や虐待の発生防止に取り組むとともに、在宅の一人暮らしの高齢者や障害者などの要援護者に対して、市町村が行う見守り等に対して適切に支援する。

2) 物資・資材等の供給

- ① 政府は、国民や地方公共団体の要望に応じ、マスク、個人防護具や消毒薬、食料品等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請する。また、政府は、感染防止や医療提供体制の確保のため、マスク、個人防護具、人工呼吸器等に必要な物資を国の責任で確保し、必要に応じ、法第 54 条に基づく緊急輸送の要請や法第 55 条に基づく売渡しの要請等を行う。例えば、マスク等を国で購入し、必要な医療機関や介護施設等に優先配布することや、感染拡大防止策が特に必要と考えられる地域において必要な配布を行う。
- ② 政府は、マスクや消毒薬等の国民が必要とする物資を確保するため、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）第 26 条第 1 項を適用し、マスクの転売行為を禁止するとともに、過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者へ冷静な対応を呼びかける。また、政府は、繰り返し使用可能な布製マスクの普及を進める。
- ③ 政府は、事態の長期化も念頭に、マスクや抗菌薬の原薬を含む医薬品、医療機器等の医療の維持に必要な資材の安定確保に努めるとともに、国産化の検討を進める。

3) 関係機関との連携の推進

- ① 政府は、地方公共団体を含む関係機関等との双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場における状況の把握を行う。
- ② 政府は、対策の推進にあたっては、地方公共団体等の関係者の意見を十分聞きながら進める。
- ③ 地方公共団体は、保健部局のみならず、危機管理部局も含めすべての部局が協力して対策にあたる。
- ④ 政府は、国際的な連携を密にし、WHOや諸外国・地域の対応状況等に関する情報収集に努める。また、日本で得られた知見を積極的にWHO等の関係機関や諸外国・地域と共有し、今後の対策に活かしていくとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受ける国・地域に対する国際社会全体としての対策に貢献する。
- ⑤ 政府は、基礎医学研究及び臨床医学研究、疫学研究を含む社会医学研究等の研究体制に対する支援を通して、新型コロナウイルス感染症への対策の推進を図る。
- ⑥ 都道府県は、近隣の特定都道府県が緊急事態宣言後の様々な措置を行うにあたり、その要請に応じ、必要な支援を行う。
- ⑦ 特定都道府県は、緊急事態宣言後の様々な措置を実施するにあたっては、予め政府対策本部と協議し、迅速な情報共有を行う。政府対策本部長は、特定都道府県が適切に緊急事態措置を講じることができるよう、専門家の意見を踏まえつつ、特定都道府県と総合調整を行う。
- ⑧ 緊急事態宣言後の様々な措置を実施した際には、特定都道府県知事及び指定会共行政機関の長は政府対策本部長に、特定市町村長及び指定地方公共機関の長はその所在する特定都道府県知事に、指定公共機関の長は所管の指定行政機関に、その旨及びその理由を報告する。政府対策本部長は国会に、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対策本部長に、報告を受けた事項を報告する。

4) 社会機能の維持

- ① 政府、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、職員における感染を防ぐよう万全を尽くすとともに、万が一職員において感染者又は濃厚接触者が確認された場合にも、職務が遅滞なく行えるように対策を予め講じる。特に、テレビ会議及びテレワークの活用に努める。
 - ② 地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、電気、ガス、水道、公共交通、通信、金融業等の維持を通して、国民生活及び国民経済への影響が最小となるよう公益的事業を継続する。
 - ③ 政府は、指定公共機関の公益的事業の継続に支障が生じることがないように、必要な支援を行う。
 - ④ 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、国民生活及び国民経済安定のため、事業の継続を図る。
 - ⑤ 政府は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、必要に応じ、国民への周知を図る。
 - ⑥ 政府は、空港、港湾、医療機関等におけるトラブルなどを防止するため、必要に応じ、警戒警備を実施する。
 - ⑦ 警察は、混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。
- 5) 緊急事態宣言後の取組
- 政府は、緊急事態宣言を行った後にも、特定都道府県や基本的対処方針等諮問委員会等との定期的な情報交換を通じ、感染状況の変化、施策の実施状況等を定期的に分析・評価し、必要に応じて、国民や関係者へ情報発信を行う。また、緊急事態解除宣言を行った後にも、引き続き、警戒を行い、国内外の感染状況を分析し、それまでの知見に基づき、より有効な対策を実施する。
- 6) その他
- ① 政府は、必要に応じ、他法令に基づく対応についても、講ずることとする。
 - ② 今後の状況が、緊急事態宣言の要件等に該当するか否かについては、海外での感染者の発生状況とともに、感染経路の不明な患者や

クラスターの発生状況等の国内での感染拡大及び医療提供体制のひっ迫の状況を踏まえて、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるか否かについて、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断することとする。

- ③ 政府は、基本的対処方針を変更し、又は、緊急事態の継続若しくは終了するにあたっては、新たな科学的知見、感染状況、施策の実行状況等を考慮した上で、基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で臨機応変に対応する。

(別添)緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
 - ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
 - ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
 - ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
 - ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集、運搬、処分等）
 - ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
 - ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
 - ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会の安定の維持

- ・社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。
- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑦ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑧ 育児サービス（託児所等）

5. その他

- ・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

1. 大阪府緊急事態措置の概要

① 区域 大阪府全域

② 期間 令和2年4月7日から令和2年5月6日

③ 実施内容

新型インフルエンザ特措法第45条「感染を防止するための協力要請」及び特措法第24条「都道府県対策本部長の権限」により、新型コロナウイルスのまん延防止に向け、以下の対応を実施。

● 外出自粛の要請（特措法第45条第1項）

府民に対し、医療機関への通院、食材の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、外出自粛を要請。特に、「3つの密」が濃厚に重なる夜の繁華街への外出自粛を強く要請。

● イベントの開催自粛の要請（特措法第24条第9項）

イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請。

1. 大阪府緊急事態措置の概要

④ 今後予定している措置

●外出自粛等の協力要請の効果を見極めた上で、以下の施設の使用制限を検討。

(施設の使用制限を要請する場合の対応案)

種別	施設	対応
生活インフラ施設、 社会福祉施設、 政府の基本的対処方針において 事業の継続が求められる施設	医療施設、食料品店、交通機関、銀行、工場、 飲食店、保育所、高齢者施設、障がい者施設等	適切な感染防止策の協力要請 (24条第9項)
休止の要請を検討する施設	幼稚園、小中学校、高等学校、特別支援学校、 大学、学習塾、劇場、映画館、運動施設、 遊興施設、娯楽施設(キャバレー、バー、カラオケ店、 パチンコ店)等	施設の使用制限 等を要請 (24条9項) ⇒左記に応じない場合、 45条2項・3項による 個別の要請・指示を 検討(施設名を公表)

※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年4月7日改正、政府対策本部決定)(抜粋)

まん延の防止に関する措置として、まずは法第45条第1項に基づく外出の自粛等について協力の要請を行うものとする。その上で、都道府県による法第24条第9項に基づく施設の使用制限の要請を行い特定都道府県による法第45条第2項から第4項までに基づく施設の使用制限の要請、指示等については、外出の自粛等の協力の要請の効果を見極めた上で行うものとする。

2. 外出自粛要請（特措法第45条第1項）

- 府民に対し、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として居宅から外出しないことを要請。
- 特に、密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が重なる場、いわゆる「3つの密」がより濃厚に重なる夜の繁華街への外出自粛を強く要請。

【生活の維持に必要な場合（例）】

※感染防止策を講じた上で、必要最小限の人数での活動が前提

- 物資調達・・・生活必需品（食料品、日用品、医薬品等）の買い出し
- 健康維持・・・医療機関への通院、散歩・運動
- 仕事・・・職場への出勤
⇒ただし、在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の取組みを強く要請。
感染防止のための取組みと「3つの密」を避ける行動を強く要請。
- その他・・・銀行、役所など

3. イベントの開催自粛要請（特措法第24条第9項）

➤ イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請。

【自粛を要請する内容】

- 開催規模：大小を問わない
- 場所：**屋内、屋外を問わない**
- 種類・内容：**生活の維持に必要なものを除く全てのイベント**

（具体例）

祭礼・地域行事、文化的イベント（コンサート、演劇、発表会等）、
催事（物産展、展示会、販売促進会、フリーマーケット等）、式典、講演会・研修会、スポーツ行事 等

※ただし、公営住宅の入居説明会・抽選会、事業者を対象とした小規模の研修会等、生活の維持に必要なものについては、感染拡大防止策を講じた上での実施を要請

4. 緊急事態措置コールセンター（仮称）の設置

特措法に定める要請・指示等の措置に対する府民や事業者の疑問や不安に対応するため、新たにコールセンターを設置

【コールセンターの概要】

名称：緊急事態措置コールセンター（仮称）

設置時期：令和2年4月7日

開設時間：平日9時～18時（4月7日は22時まで）
※ただし、4/11（土）、12（日）は開設

受付方法：専用電話（5回線）

受付電話番号：06-4397-3299

※府ホームページ上にもFAQを掲載予定

(参考)

「適切な感染防止策」についての取組例

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への 入場防止	・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
	・来場者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来場者の入場を制限
3つの「密」 (密閉・密集・密接) の防止	・来場者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保
	・換気を行う（可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける）
	・密集する会議の中止（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用）
	・執務室の配置変更（座席間隔や同時利用の制限）
飛沫感染、接触感染 の防止	・従業員（出入り業者を含む）のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	・来場者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	・店舗・事務所内の定期的な消毒
	・窓口業務等における工夫（仕切り等の設置）
稼働時における 感染の防止	・ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自動車・徒歩等による出勤の推進）
	・従業員数の出勤数の制限（テレワーク等による在宅勤務の実施等）
	・出張の中止（電話会議やビデオ会議などを活用）

【現行の措置】

府民の感染リスクを減らすため、イベントや府有施設について、以下の措置を実施中（5月6日まで）

- ① 府主催の府民が参加するイベントや集会について、原則、開催中止又は延期
- ② 府有施設のうち、不特定多数の方が集まる屋内の集客施設の原則休館

【今後の対応（案）】

大阪府域に「緊急事態宣言」が行われたことを踏まえ、5月6日までの間、上記措置に加え、以下の対応を追加で行う

府有施設

現在開館している、以下の府有施設について、原則として休館する ※

（現在、予約が入っている案件については、開催の自粛を求めていく）

【新たに休館する府有施設例】

- ◆ 貸館・貸会議室
- ◆ 体育館・競技場
- ◆ 公園にある、体育館・テニスコート等の貸施設（公園自体は開園）

※ 府有施設の利用をキャンセルした場合の利用料金（キャンセル料）は、引き続き徴収しない

緊急事態宣言を踏まえた府立学校における新型コロナウイルス感染症に係る措置について**○ 措置について**

- ① 4月8日（水）から5月6日（水）までの間を臨時休業とする。
- ② 4月8日（水）以降の入学式等は延期する。
- ③ 登校日は、当面の間実施しない。

ただし、大阪の新型コロナウイルス感染状況や専門家の意見を踏まえ、必要に応じて今後の実施の可否を判断する。

※ 市町村教育委員会及び私立学校園についても、同様の要請を行う

【参考】**○ 他の自治体における取扱い**

- (1) 大阪市（4月19日（日）まで休業措置【4月7日現在】）
 - ・ 7日（火）以降の入学式、始業式は延期。登校日は中止
 - ・ 幼児児童等の居場所の確保（児童いきいき放課後事業等）は適切に対応（ただし、条件等は以前と同様）

- (2) 東京都（5月6日（水・祝）まで休業措置）
 - ・ 7日（火）以降の入学式は延期。登校日は当面の間見合わせ

新型コロナウイルス対策を強化するための要員配置(案)

1 業務継続の基本的な考え方

新型コロナウイルス対策業務を最優先に、府の最大の責務である、府民の生命と健康を守り、府民生活と社会機能を維持するため、次の考え方に基づき業務執行体制を確保する。

◎ 新型コロナウイルス対策業務に職員を優先投入

- 府民生活に重大な影響を及ぼす業務の継続
 - 対人接触の最小化による感染拡大防止を図るとともに、職員の欠勤状況(本人又は同居人等のコロナ発症に伴うものなど)を勘案し、
 - ・府民の生命・財産への影響が小さいものの一定期間縮小・休止
 - ・感染拡大の防止等の観点から、不特定多数が集まる業務の休止
- 上記、縮小・休止業務に従事している職員の優先・継続業務への順次投入

2 要員配置に係る業務分類概要

新型コロナウイルス対策業務	目的:感染拡大防止、健康被害最小化、社会的混乱の回避、社会・経済機能の維持	
通常業務	継続	○府民の生命・財産への影響が大きいもの
	縮小	○一定期間縮小しても、府民の生命・財産への影響が小さいもの
	休止	○一定期間休止しても、府民の生命・財産への影響が小さいもの ○不特定多数の接触が発生するもの

3 分類毎の勤務形態

分類	勤務形態
【最優先】 新型コロナウイルス 対策業務	【原則】 出勤 【例外】 外出自粛に対応するため、在宅勤務※も可能
通常 業務	【優先】 継続 【原則】 出勤 【例外】 外出自粛に対応するため、在宅勤務も可能

※ セキュリティ確保の上、テレワークができる環境整備(私用端末の活用)を早急に図る。

※ 上記の環境整備が整うまでの間は、当面、在宅勤務に必要なデータなどは予め所属長の許可を受けたくうえで、自宅パソコン等に送信することのできるものとする。(ただし、個人情報を含むデータの送付不可)

※ 幹部職員の連絡はラインワークスなども活用

縮小	<p>【原則】 在宅勤務※</p> <p>○ 体制は可能な限り縮小するものとし、最優先業務等へ配置</p> <p>【例外】</p> <p>○ 個人情報を扱う場合、業務システムを使用する必要がある場合など、在宅ではできない業務について出勤</p>
休止	<p>【原則】 最優先業務等への配置</p> <p>【例外】 条例に定める開庁時間帯に対応する連絡体制を確保するため、最低限の職員は出勤</p>

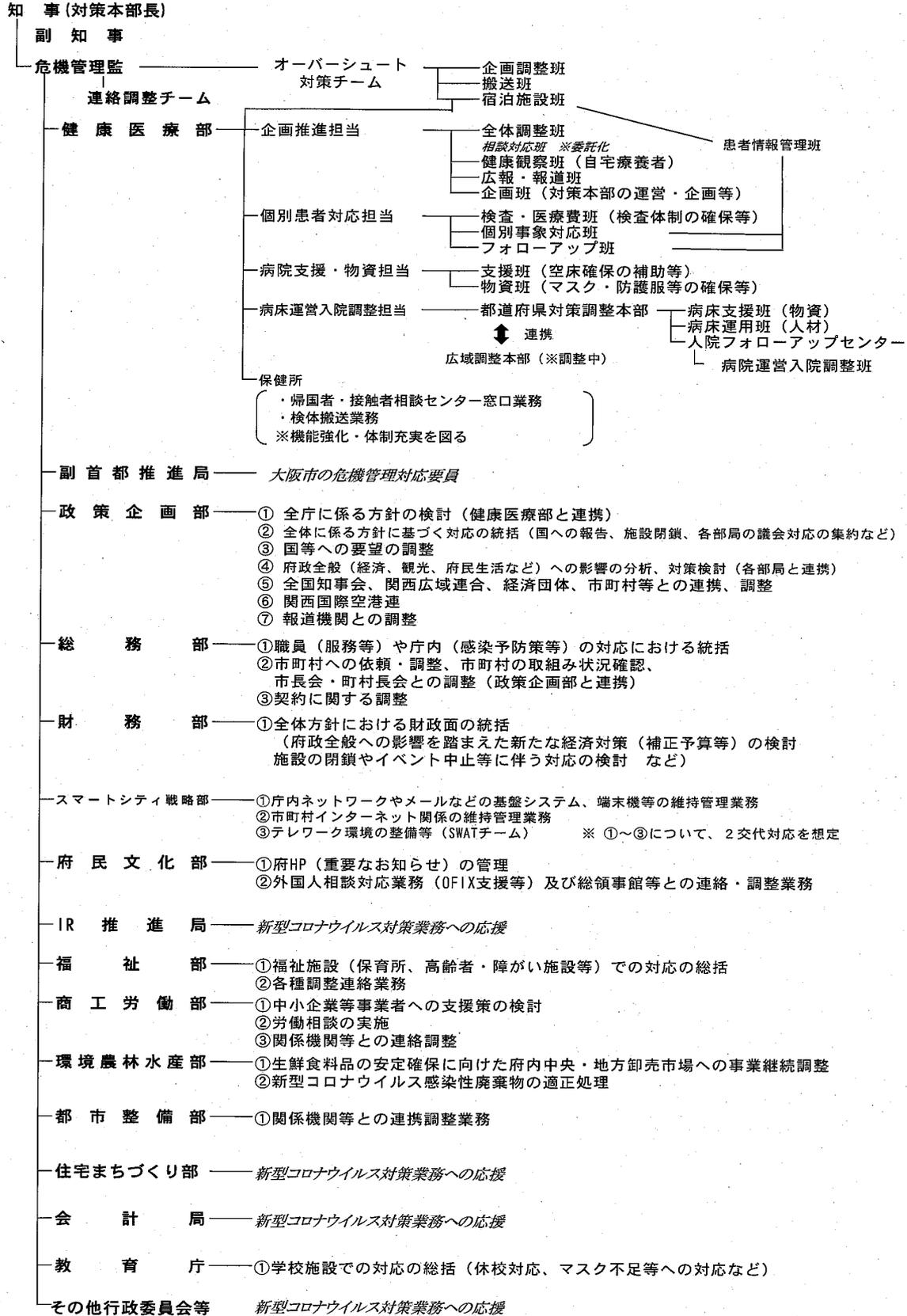
※原則、例外のいずれにも該当しない場合は、自宅待機もあり

※職員の最大40%程度が欠勤することを想定

4 要員配置の考え方

- 今後の状況変化に応じて、最優先業務に配置する職員の確保を第一に「縮小」「休止」とした業務から最優先業務に必要な職員数を投入する。具体的な業務の縮小・休止にあたっては、府民サービスの提供状況とのバランスの中で、縮小・休止する範囲、時期について、各部局において判断。ただし、府民生活への影響などを踏まえ、場合によっては、知事・副知事で指示・決定する。
- 継続(縮小)業務については、部局長マネジメントによる要員確保を基本としつつ、職員の発症などにより部局内での対応が困難な場合については、全庁横断的に職員を投入する。その手法については、予め指定する大手前と咲洲の同規模部局間で、直接、要員の融通を図る「カウンターパート方式」を想定。健康医療部及び危機管理室の新型コロナウイルス対策業務については、総務部をはじめ、全庁によるバックアップを想定。

5 緊急事態宣言下における体制



知事

副知事

副首都推進局

<<優先・継続業務>> -	<<縮小・休止業務>> -
------------------	------------------

政策企画部

(危機管理室除く)

<<優先・継続業務>> ○部の総務、連絡調整業務 ○知事・副知事等の秘書業務	<<縮小・休止業務>> 特になし
--	---------------------

危機管理室

<<優先・継続業務>> ○災害対策業務 ○防災行政無線関係運用業務	<<縮小・休止業務>> ○総務関連業務 ○防災啓発関係業務
---	-------------------------------------

総務部

<<優先・継続業務>> ○条例の立案、規則、告示、公告、訓令その他の重要な文書の審査 ○市町村行財政支援業務	<<縮小・休止業務>> ○内部統制に関すること ○府公館・正庁の間の一般公開
--	--

財務部

<<優先・継続業務>> ○予算業務、府債発行などの業務 ○公民連携、公の施設・出資法人に関する業務 ○府税業務(税務局) ○府税業務(各府税事務所)	<<縮小・休止業務>> ○府税窓口対応業務(各府税事務所) ※電話、郵送へ転換し業務継続のため要員が必要
--	--

スマートシティ戦略部

<<優先・継続業務>> ○最低限の組織運営、マネジメント体制 ○その他対外的な業務調整	<<縮小・休止業務>> ○スマートシティ戦略の推進や(戦略会議、各種事業の推進を含む)特区関連業務のうち、不急のもの
---	---

府民文化部

<<優先・継続業務>> ○消費生活相談業務等 ○旅券発給業務	<<縮小・休止業務>> ○都市魅力創造・文化・スポーツ業務 ○施設運営等業務
--------------------------------------	--

IR推進局

<<優先・継続業務>> ○IR事業者との連絡調整業務	<<縮小・休止業務>> ○IRに関する広報・広聴業務 ○事業者の選定に関する業務 ○事業予定地の施設整備に関する業務等
-------------------------------	--

福祉部

<<優先・継続業務>> ○各種人事・予算・総務・企画業務 ○児童虐待対応及び施設運営業務	<<縮小・休止業務>> ○指導監査関係業務 ○障がい者文化・スポーツ関係業務
--	--

健康医療部

<<優先・継続業務>> 調整中	<<縮小・休止業務>> 調整中
--------------------	--------------------

商工労働部

<<優先・継続業務>> ○中小企業向けの制度融資等の業務 ○労働相談関連業務等	<<縮小・休止業務>> ○セミナー、研修、イベント等 ○求職者訓練業務等
---	--

環境農林水産部

<<優先・継続業務>> ○ため池や森林における防災対策 ○産業廃棄物不適正処理対策・許認可業務	<<縮小・休止業務>> ○各種団体への検査 ○イベントなどの普及啓発
---	--

都市整備部

<<優先・継続業務>> ○維持管理業務 ○水防業務	<<縮小・休止業務>> ○建設工事(復旧関連工事以外)
---------------------------------	--------------------------------

住宅まちづくり部

<<優先・継続業務>> ○民間住宅に対する家賃補助業務 ○建設業法、宅地建物取引業法等に基づく「電話相談、業者指導等業務」など	<<縮小・休止業務>> ○公共施設等の建設工事 ○建設業法、宅地建物取引業法等に基づく「来庁窓口相談等業務」など
---	--

会計管理者

会計局

<<優先・継続業務>> 総務(各種(府費等)支払)業務 財務会計システム運用業務、手数料納付窓口対応業務・POSレジシステム運用業務	<<縮小・休止業務>> 会計検査・指導業務 新公会計制度業務
--	--------------------------------------

教育委員会

教育長

教育

庁

<<優先・継続業務>> ○学校運営に関する業務、施設管理業務 ○教職員の給与等支給業務	<<縮小・休止業務>> ○教員採用選考関連業務 ○教員力向上支援業務
---	--

その他行政委員会等

<<優先・継続業務>> 【議会】 ○本会議・委員会運営等業務、政務調査、議員・会派等連絡調整業務 ○議長、副議長秘書業務、議会広報(議会中継、音響等)、政務活動費、資産公開手続き等 【監査】 ○住民監査請求対応業務 ○庶務、経理、給与等業務	<<縮小・休止業務>> 【議会】 ※5月定例会や臨時会が想定されており、議会の審議体制の確保が前提。なお、議会の状況により、全庁的な優先業務への応援が可能な場合は、個別調整の上対応。 【監査】 ○監査業務 【人委】 ○職員採用試験に関すること。 ○職種別民間給与実態調査に関すること。
--	---

テレワーク（在宅勤務）実施について ～「緊急事態宣言」発令の間の取扱い～

1. 趣旨

- 大阪府では、新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、これまで時差出勤の拡大（2/20～）を実施してきたが、対人接触の最小化による感染拡大防止を図るため、「緊急事態宣言」発令時における業務への当面の対応として、「在宅勤務」を拡充する。

2. 概要

- 対象職員 本庁・出先に勤務する職員
- 実施時期 緊急事態宣言発令後、当分の間
- 勤務時間 当該職員の職場での勤務における正規の勤務時間帯（基本は9時～17時半）と同じ時間帯。在宅勤務では原則として時間外勤務（命令）は不可。

3. 留意事項等

- テレワークのための環境が不十分なことから、当面、以下のとおり。
 - ・ 在宅勤務に必要なデータ及び紙資料等などは予め所属長の許可を得た上で、私物の端末機に送信、又は持ち帰ることができるものとする。
 - ・ ただし、個人情報や機密情報を含むデータは送信しないものとする。
※個人情報を扱うものなど、在宅ではできない業務については、出勤して行う。
 - ・ 私物の端末機を業務に利用する際、ウイルス対策などの利用条件を満たすものとする。
自宅での私物の端末機を使用するにあたっては、同意書を所属長に提出する。
 - ・ 在宅業務継続のため、出勤・出張することは可能とする。
 - ・ 業務システムを利用する必要がある場合は、出勤するか、もしくは出勤している職員による代行起案を行う等、実情に応じて対応する。
所属長など決裁権者は適宜出勤して決裁を行う。
 - ・ 今後、業務の縮小・休止を進める中で、応援業務に従事せず、出勤しない者は自宅待機として職務専念義務を免除する。

○新型インフルエンザ等対策特別措置法（抜粋）

（都道府県対策本部長の権限）

第二十四条 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。

- 2 前項の場合において、関係市町村の長その他の執行機関（第三十三条第二項において「関係市町村長等」という。）又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、当該関係市町村又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関して都道府県対策本部長が行う総合調整に関し、当該都道府県対策本部長に対して意見を申し出ることができる。
- 3 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、当該連絡を要する事項を所管する指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。
- 4 都道府県対策本部長は、特に必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、政府対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。
- 5 都道府県対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。
- 6 都道府県対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、それぞれ当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

- 7 都道府県対策本部長は、当該都道府県警察及び当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 8 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、これらの所掌事務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な要請をすることができる。
- 9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

(感染を防止するための協力要請等)

第四十五条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

- 2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条第一項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（次項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

○新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令

(使用の制限等の要請の対象となる施設)

第十一条 法第四十五条第二項の政令で定める多数の者が利用する施設は、次のとおりとする。ただし、第三号から第十三号までに掲げる施設にあっては、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えるものに限る。

- 一 学校（第三号に掲げるものを除く。）
- 二 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）
- 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学、同法第二百二十四条に規定する専修学校（同法第二百五条第一項に規定する高等課程を除く。）、同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設
- 四 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 五 集会場又は公会堂
- 六 展示場
- 七 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）
- 八 ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
- 九 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設
- 十二 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十三 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設

- 十四 第三号から前号までに掲げる施設であつて、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えないもののうち、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向若しくは原因又は社会状況を踏まえ、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めて公示するもの
- 2 厚生労働大臣は、前項第十四号に掲げる施設を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

(感染の防止のために必要な措置)

第十二条 法第四十五条第二項の政令で定める措置は、次のとおりとする。

- 一 新型インフルエンザ等の感染の防止のための入場者の整理
- 二 発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止
- 三 手指の消毒設備の設置
- 四 施設の消毒
- 五 マスクの着用その他の新型インフルエンザ等の感染の防止に関する措置の入場者に対する周知
- 六 前各号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の感染の防止のために必要な措置として厚生労働大臣が定めて公示するもの

- 3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。
- 4 特定都道府県知事は、第二項の規定による要請又は前項の規定による指示をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言

令和 2 年 4 月 7 日
新型コロナウイルス感染症
対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症（同法附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に関する緊急事態が発生した旨を宣言する。

記

(1) 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 2 年 4 月 7 日から 5 月 6 日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 5 項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

(2) 緊急事態措置を実施すべき区域

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の区域とする。

(3) 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。